

和歌山県こども計画案

基本理念

全てのこども・若者が自らの人権を大切にすることを知るとともに、一人一人の人格や個性が尊重され、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう「こどもまんなか社会」を実現します。

基本方針

1. こども・若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこども・若者とともに推進

全てのこども・若者は命が守られ、思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的思考及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等いかなる理由でも差別されず、一人の人間として尊重される権利を有しています。こうしたこども・若者の人権を尊重しつつ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。また、こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。

2. こども・若者の健やかな発達・育成を切れ目なく支援

乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる最も重要な時期であることを踏まえた上で、こどもの育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。また、成長の基盤となる資質、能力を獲得できるよう確かな学力の向上、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、安全に安心して過ごせる居場所を持ち、学びや遊びを通じて幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう切れ目なく支援します。

3. 全てのこども・若者やその世帯を対象とした良好な成育環境の確保

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども・若者やその家族を含め、全てのこども・若者や世帯を対象とし、居住する地域や社会的状況、経済的状況など、こども・若者や保護者を取り巻く環境が変わった場合でも、切れ目なくこども・若者の成長を支える環境づくりを進めます。このような良好な成育環境を確保するため、貧困と格差の解消に取り組みます。

4. 社会全体でこども・若者や子育てを支援

こども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、こども・若者や保護者の幸せに

つながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会のすべての構成員が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、すべてのこども・若者が健やかに成長できる社会の実現を目指します。

本来、子育てとは、日々成長するこどもの姿に感動しながら、親もまた親として成長することに大きな喜びや生き甲斐をもたらす営みです。負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人々が増加していることを踏まえ、親が親として、その責任を果たしながらも、一方で子育ての喜びを享受することができるよう、子育ての支援に取り組む団体や企業など、こどもや若者に関わる様々な関係者と連携し、社会全体で、親の育ちの過程を支援します。

5. 妊娠・出産・育児の希望を実現

若い世代の生活の基盤を安定させるため、こども・若者の勤労観・職業観、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図り、円滑な就職支援等により若者の雇用と所得の安定化を図り、希望する人が、安心してこどもを生み育てることができる社会を実現するため、妊娠、出産、育児までの、切れ目のない支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会全体での取組を推進します。

はじめに

第1章 計画の策定にあたって

- 計画策定の趣旨
- 計画の性格及び位置付け
- 計画の期間
- 計画の推進体制
- 基本理念
- 基本方針（5項目程度）

第2章 計画策定の背景

- 和歌山県におけるこども・若者や子育て環境の現状
- 前計画及び統合前計画の策定時の現状・課題、実施状況、評価

第3章 具体的施策の展開

- 計画の体系、全体図（チャート）
- 策定方針毎に中項目（分野）、小項目（施策項目）を設定
 - 現状と課題
 - 今後の取組の方向性
 - 関連施策
 - 主な目標指標（考え方）
- 目標指標のまとめ（EBPM）

参考資料 策定経過、委員名簿

- 意識調査、意見聴取状況
- 関連県条例、幼児期の教育・保育のニーズ量等